

# 横校労

2017年9・10月号 No. 506

## 横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411  
TEL 045-321-0512 ・ FAX 045-313-0031  
郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有)ワコー TEL 045-370-3394

E-mail: union@yokokourou.jp  
http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

## 目次

2017全国学校労働者交流集会	
互いが持ち合っている手足をまず手離してみよう … 赤田 圭亮	2
第一分科会 …………… 河野 靖司	
第二分科会 …………… 名児耶 理	3
第三分科会 …………… 朝野 公平	
小学校道徳教科書採択報告	
採決方法、審議形態、傍聴人数等の改善を求めろ！ … 田中 敏治	4
横校労夏合宿報告 …………… 中島 佳菜	
日録 送り迎え両方ママってすごいね！ … 春山万里絵	5
読者の声	
《連載》原発棄民に抗う⑳ …………… 村田 弘	6
一絵手紙に託す 6年半 悲し、悲しみ、憤り、そして…	
働き方いろいろはのね …………… 平川 正浩	7
～あなたも過労死ライン？ 公務災害認定には時間外勤務の投入を～	
イタリア滞在記 …………… 工藤 順子	8

## 学校の風景

### ―「部分休業」新たな試み―

「イクタン」これまで本紙で何度も取り上げてきたので、もうご存知の方も多いだろう。育児中の職員が、家庭と仕事の両立をしやすいするため設けられた働き方の一つ（正確には「育児短時間勤務制度」である。私は昨年度まで三年間、この育児短時間勤務制度を使って勤務してきた。朝、時間のかかる娘の着替えや食

事にじっくり付き合い、お迎えのあとに息子と公園でひと遊びする、というような時間にゆとりのある毎日で、とても有効な働き方だと感じた。おかげで子どもたちは保育園が大好き。子どもにとって保育園は保護者の不在時に「預けられる場所」ではなく「先生や仲間と過ごす場所」なのだ。毎朝「じゃ、お仕事頑張ってるね！」と喜んで出かけていく。娘の入園から一年が過ぎ、子どもは五歳と二歳。日々の生活のペースが何となくつかめてきたこともあり、もう少し長い時間働けるのではないかとこの思いが出てきた。そこで今年度思い切って働き方を変えてみた。それが「部分休業」だ。育短と同じく

育児中の職員が、正規の勤務時間の始めまたは終わりに、三〇分単位で一日二時間まで休業を申請することができる制度である（もちろん休業時間は無給）。私は朝一時間始業を遅らせて、九時二〇分から一六時五〇分までの勤務とした。朝の打ち合わせには出ず、授業は二時間目以降となるが、部活動や委員会の指導、諸会議に出るようになった。すると、仕事の量は多少増えたが勤務時間も増えたので持ち帰りの仕事は減り、何より学校の様子が今までより分かるようになった。リアルタイムで会議に出ることの意味は大きい。議事録を読んだり報告を聞いたりするだけでは、わからないこともあると実感した。

子どもが小学校に入る三年半後には否が応でもフルタイム勤務しなければならぬ。部分休業や育短制度が小学校三年生ぐらいまで使えればいいのに（大手企業はそうなりつつある）という期待を込めつつ、「育児中の働き方模索」は続く。



―「おいしいね、ぜんぶたべられる？」「へいきよ、おにいちゃん！」―

# 2017年神戸 全国学校労働者交流集会 報告

## 互いが持ち合っている手足をまず手離してみよう

去る八月一九・二〇日、神戸市みなとじまのアリソンホテル神戸において、二〇一七年全国学校労働者交流集会が開催された。本年は、全国学校事務労働者組合連絡会議（全学労連）が四五年にわたって開催してきた「全交流」と集会の一部を相互に乗り入れ、夕食交流会も共同で開催、新たな連帯のあり方が試みられた集会となった。

なお、この九月に横校労は結成四〇周年を迎えたが、本集会的出発点は横校労結成一〇周年集会后に開催された第一回全国学校労働者交流集会であった。三一回目の開催ということになる。（情宣部）

第一日目は、開催地の二つの組合の代表あいさつから始まり、全国五組合から問題提起が行われた。まず大阪教育合同からは「森友・教育勅語・道徳教科化問題」。遠隔地からでは測り知れない大阪の学校のドラスティックな地殻変動がレポートされた。続いて横校労から「教員の働き方改革に逆行する横浜の市費移管」として平川書記長から、意図的に現場を混乱させているとしか思えないこの四月以降の横浜の現状について。三番目は「政令市費化と共同実施」として川崎の学校事務労働者が報告。市費移管問題を文科省の学校の「機能強化」の観点から、事務の共同実施など学校事務労働者の再編、再活用への批判が展開された。東京のアイム89からは、「東京における教員の勤務時間の適正な把握」と題して、一六年ぶりに出された厚労省通知をてこに各地教委と精力的に交渉を展開しているとの報告があっ

た。最後に全学労連佐野議長から「総括的な教育改革」として、この二〇年ほどの文教政策と学校労働者の管理、再編が論じられた。続いて闘争報告として、全学労連から大阪教育合同、埼玉教育労組、全学労連から沖繩・神奈川・福島の記事が報告された。とりわけ、沖繩、福島からは辺野古基地移転をめぐる沖繩差別に抗する激しい闘い、原発事故の急速な収束状況に対する危惧が語られた。



横浜の教庶務システムの問題を報告する平川書記長

二日目はそれぞれ会場を別にして議論が行われたが、午後からは全学労連主催で森友学園問題を白日の下にさらした豊中市議会議員の木村真さんの講演が神戸市内で開催された。最後に感想を一つだけ。集会の随所で教員の働き方が問題となったが、いかんせん具体的な闘いの方向、戦術の議論には至らなかった。超勤の元凶である部活動をめぐっては、教員は互いに互いの手足を持ち合っているの動きを封じているような状況がありはしないか。「全員顧問制」

や「命じる対象でない超過勤務」など違法な状態が放置されていることにもっと敏感になり、互いが持ち合っている手足をまず手離してみよう「思考」が必要なのではないか。校長交渉、措置要求裁判、情報公開……など、できることはまだまだあるはずである。静岡県教委が発表した「週四日間に部活動を限定する」といった提案がなぜ学校労働者の側から出てこないのか、考えてみる必要があるのではないか。（赤田 圭亮）

### 第一分科会 森友・教育勅語・道徳教科化問題

大阪教育合同からの問題提起があった。森加計問題は、「お友だち」への利益誘導の酷さが報道されて知ることとなったが、今の政権にとってケガの功名であろうか教育勅語が注目されることとなった。

「親孝行や友達を大切にしよう」といった核の部分は今も大切だ」と発言した。同様の発言をする人も少なくない。問題の部分（「天皇と国のために命を尽くせ」など）に触れず、馴染みやすい徳目を取り上げて妥当性を示すことによって教育勅語の復活を考えているのではないか。

#### 道徳の教科化

小学校で来年度、中学校は一九年度から始まり教科書の使用が義務付



夕食の交流会で挨拶する横校労ファイブ！

けられる。この夏、小学校で使う教科書の採択が各地で行われている。八社の教科書に目を通した人は、安倍総理のピース写真を載せている教育出版を始め、多かれ少なかれ天皇、安倍総理の擦り込みと思われる部分が低学年の教科書にも多く見られることが共通していると指摘する。また、どれもオリンピックとか国旗だとかが非常に丁寧に書かれていて、これを見たら教師は日の丸、君が代をどう教えようかという気持ちになるだろう。教科化、評価化により、周囲と同じ規律正しい行動がとれない子どもが一方的に責められてしまうことも考えられる。

明治維新一五〇周年、皇室の結婚元号、オリンピック、パラリンピック、海外情勢：と擦り込みに利用さ

れやすいことが続き、大切なことが報道されにくくなるので油断できないとの声もあった。  
危ないことは、そうと準備され急に決まる。少し経つと別の報道が

## 第二分科会 政令市費化に伴う教員管理・支配を許さない闘い

横浜のメインレポートから

第二分科会は昨年に続き市費移管について。今年度より各政令指定都市で市費移管された結果、教員の勤務条件がいかに変わってきたか、政令市同士の意見交換の場となった。横浜からは教職員庶務事務システム

導入が現場をさらなる多忙化、混乱に陥れた問題について、書記長の平川によるメインレポートを元に話し合いが進んでいった。  
**給料表どう提示された？**

横浜では給料月額ほぼ変わらな  
いと言いつつも給料表は減額、市立  
高校については生涯賃金が一千万円  
超も減額の見込みがある。一方、神  
戸は県のものそのまま移行、市立  
高校もそのままなので変わらないこ  
と、堺市も大阪府のものを使い、市  
立高校も府に準ずるやり方をそのま  
まという報告だった。  
**やはり横浜のシステムはひどい…**

もっとも驚かされたのはタイムカー  
ドの運用について。言わずもがな、  
横浜は退勤時に打刻をしない(させ  
ない)というトンデモ仕様。しかし  
神戸のレポートでは：

- ①退勤時もタイムカード打刻使用
- ②出退勤時刻がPCで一覧表示さ  
れる
- ③割り振り変更を自分で設定でき  
る

始まり、曖昧になる。共謀罪法案や  
安本法制、身近では、学校現場にそ  
ぐわらない人事評価制度の導入…。道  
徳教科化もその中の一つだと思った。  
(東支部 河野靖司)

る(例えば一時間分の時間外勤  
務をしたら、別の日にその分を  
割り振り変更の設定する、する  
とシステムに反映され、一時間  
早く退勤時に打刻してOK)

④機械は二台ある、出勤退勤の切  
り替えボタンがある

⑤退勤時の打刻は上書きできる  
(例えば退勤打刻した後、生徒  
指導などでまだ仕事して残って  
いたら、その後打刻すれば遅  
い方が記録される)

システムを導入するということは  
使う人に優しく便利にするというこ  
と。使う人を苦しめる横浜のシステ  
ムっていったい何?人に優しくない  
横浜に将来魅力ある教員が集まると

## 第三分科会 教員の勤務時間の把握

アィム89のレポート「教員の勤務  
時間の把握と時短への取組」をもと  
に議論が展開され、若い教員の超勤  
への無関心傾向が報告された。近年

「ブラック」が指摘される部活指導  
は、見合われないながら手当が付くた  
め「特勤簿」「超勤簿」に実績を記  
入するが、手当がない他の超勤は記  
帳しなくなる実態を横校労、赤田委  
員長が指摘。この「現金な実態」、  
年齢不問なスタンダードだと私には  
感じる。

は思えない。  
共通の課題、休憩時間：

システムでは休憩時間に時間外勤  
務をしてもそれを入力することがで  
きない。法令上休憩時間を取らなけ  
ればならない、しかし実態では中学  
校の場合は取れない学校がほと  
んど。この問題はどの都市も課題と  
して残っている。堺市では休憩時間  
の一斉除外を使って、担任は〇時〇  
分から、他の職員は〇時〇分からと  
管理職が明示しているとの報告があ  
った。いずれにしても、法令上のもの  
と実態がそぐわない状況であること  
は確かで、その齟齬をしっかりと訴え  
ていく必要がある。

**都合よいところを都合よく使う!**  
問題が山積みのシステムだが、一  
方で職免の項目がしっかり明記され  
ていることで適切な配慮などの申請  
がしやすくなっている面も。問題は  
問題としてしっかりと要求し、使える  
ところは上手く使っていくことも大  
切である。(中支部 名児耶理)

埼校労、山際さんからは行政の超  
勤実態調査で、超勤の理由に「なん  
となく」という選択肢があったと報  
告。疑義を付けたくなる選択肢だが、  
勤務時間後、菓子、カップ麺を食べ  
ながら、情報交換で盛り上がる若年  
層が散見されるという。当組合の市  
教委交渉で労務課が「在校時間〓勤  
務時間とは言えない」との発言があ  
ったが、どの行政も猜疑の目で超勤簿  
を眺めているということか。

労働時間を適正に把握するための  
ガイドライン

- 4 労働時間の適正な把握のため  
に使用者が講ずべき措置
- (3)自己申告制により始業・終業時  
刻の確認及び記録を行う場合の  
措置

自己申告制によりこれを行わざ  
るを得ない場合、使用者が講ず  
る措置。  
ア、イ、エ(省略)

ウ 自己申告により把握した労働  
時間が実際の労働時間と合致し  
ているか否かについて、必要に  
応じて実態調査を実施し、所要  
の労働時間の補正をすること。  
特に、入退場記録やパソコン  
の使用時間の記録など、事業場  
内にいた時間の分かるデータを  
有している場合、労働者からの  
自己申告により把握した労働時  
間と当該データで分かった事業  
場内にいた時間との間に著しい  
乖離が生じているときは、実態  
調査を実施し、所要の労働時間  
の補正をすること。

議論は厚労省の本年一月二〇日付  
通知に。以下は、ガイドラインの一  
部(一部省略)。

横浜市ではタイムカードが導入さ  
れるも、帰りは自己申告制。超勤を  
申告しない場合、自動的に定時退勤  
になるが、その適否をパソコンの使  
用時間の記録などをもとに調査を講  
ずべき!とも読める。一定の変化を  
もたらしそうな通知であるが、一  
月から職場の労務管理に変化はない。

教員の労働時間は適正に把握できる  
実は今回のガイドライン、二〇〇  
一年四月六日の通達(通称46通達)  
と、ほぼ同様なのだ。二〇〇四年の  
全学労組文科省交渉で、当件につ  
いて見解を訪ねたところ「46通知は、  
教員には一部適用除外」というコメ  
ントがなされた経緯を愛知春学組、  
井上さんが語られた。前記(3)「自己  
申告により」は、二〇〇四年に適  
用除外とされた箇所と同じ内容!当  
時の官僚曰く「原則として超勤は命  
じないことになっている。あったと  
しても四項目に限定されており、労  
働時間は適正に把握できる」。恐れ  
入った見解である。一六年前とはい  
え、ここまでハッキリをかますあた  
りが机上の計算で生きていく官僚た  
る所以。今回のガイドライン、その  
見解を市教委に質さねばならない。  
(中支部 朝野公平)



全体報告の様子

# 小学校道徳教科書、岡田教育長の二票めで「学校図書」版に決定!!

## 採決方法、審議形態、傍聴人数等の改善を求めろ!!

八月二日、横浜市教育委員会は「道徳」の教科書に伴って来年度から使われる教科書に学校図書「かがやけ みらい」を採択した。八社のなかで際だって問題があると思われる教育出版は一票も入らなかったものの、東京書籍と学校図書が三票の同数となり、前回と同じく岡田教育長の二票目で採択が決まった経緯や傍聴を希望して傍聴できなかった市民の一人として、改善して欲しいと思ったことをまとめてみた。

### 「どの教科書?」責任を持つて議論、採決せよ!

委員会の議論が具体性に欠けわかりにくい。その第一の理由は、出版社名を言わない形での議論にあると思われる。漠然とした一般論ではなく教科書を見据えての意見交換が行われるべきではないか。

### 採決方法にも課題がある。

「無記名投票」は委員会ですらされた見解・意見・感想等に責任を持たないことになるのではないか。挙手採決で決めるべきである。

また、今回も前回同様二社が同数となって教育長の二票目で採択されたが、少なくとも継続

審議にしてさらに詰めた議論をするのがより適切な取り組み方だったのではないか(藤沢市では三社に絞った議論が行われたと聞いた)。一票目と二票目が同じかどうかもわからないのに。さらに、九月三日の東京新聞で報じられた林市長と自民市連との「保守色強い教科書を」政策協定があったとするならば、なおさら何回も教育長の二票行使で採決されるのは断固納得できない。

### 開かれてないコトハマ...

傍聴を希望する市民の対応にももっと配慮がほしい。二二人中二四人だけしか傍聴できないのは理不尽ではないだろうか。聞くところによれば大和市は五人、川崎市は一六五人、藤沢市は一〇〇人だったという。抽選にもれた約二〇〇人が資料も配られず音声だけが流されている現状が横浜市教育委員会の市民に対する最大の配慮なのだろうか。他市が市民会館で委員会を行ったように開港記念会館でやれないはずがない。三七〇万都市の横浜市がたった二四人で、「開かれた横浜市」とは言えない。

### 「道徳」を教えるって

YUKUNYUKU

以上は、道徳の教科書に伴う教科書採択に関わって考えた事であるが、道徳を教科書化することに疑問を感じている人はいるだろうか。私は二〇〇二〜三年頃の道徳副読本の「こころのノート」を思い出した。どんなものかを確認しようと読み始めたがあきれたというか馬鹿にしているというかカムカムカして読められなかった。教員はそれぞれの専門教科の免許を持っている。それがなければ教員にはなれない。だが、道徳の免許は誰も持っていない。道徳の免許を与える人はいるのだろうか。道徳を特技にしている人はいるのだろうか。そして、教科になれば評価もしなければならぬ。どうするのだろうか。文章評価にしたって評価するわけだから道徳の「心」にどう差をつけるのだろうか。いじめをしておいてテストでいじめはいけないことだと書く子にはどんな評価をするのだろうか。わからないことばかりですよ。なにに道徳教育を強化するってどういうこと? などということも考えたりしてしまいます。

(田中 敏治)

# 横校労夏合宿報告

毎年恒例の夏合宿が七月二九、三〇日と湯河原の万葉荘にて行われ、活動報告と討議が行われた。

## 「庶務事務システム、慣れましたか?」

自分の出勤時刻が確認しづらい、出張の際、「精算旅行命令」と「精算旅費請求」の両方を入力しなければならぬ等々、多くの問題点が出された。私の職場でも、職員が事務職にシステムへの入力の仕事を探っていることがよくある。「紙一枚で済んでいたのに、本当に面倒くさい。」「事務職さん、楽になるの?」などの疑問も多々。

タイムカードを導入したからには、退勤時も打刻すべきだと思ふ。「出勤時刻は打刻させるのに、退勤時刻をチェックしないなんて、ブラック企業みたいだよな。」との声に、同感だ。せめて、退勤時、パソコンを閉じる前に「時間外・超勤実績」を入力するようにしたい。慣れてしまえば、簡単である。管理職が「適切な配慮」を運用する根拠にもなるので、ぜひ!

## 「冤罪が身近なところに」

組合員が、真夏の炎天下での部活動中、具合が悪くなった生徒に熱中症の処置をしたことが不適切として、処分を受けた問題。最も重要な当事者への聞き取りを行わず、一部の人の言い分だけを聞いて動いてしまった管理職の初期対応の稚拙さにあきれ。真実が

明らかになってほしいと切に願う。読みたくなる機関紙を 目指して!

機関紙についての意見交換。忙しい現場の職員が読んでくれるよう、文章を詰め込み過ぎない紙面作り、写真の活用などの工夫が話し合われた。学校現場の話を今まで通り大事にするに、より大きな教育的視点からの話題、例えば、市長選における給食問題、全国ニュースでも話題になった静岡岡吉田町の夏休み短縮問題、やまゆり学園の被害者の氏名未公表問題の奥にあるもの、などについても取り上げてほしい意見もあった。

その他、「措置要求 闘いの記録」の報告があった。様々な組合活動が、今につながっていると感じた。

「お楽しみの温泉・夕食・交流会」年々組合員が増え、子どもたちの参加も増え、にぎやか!一緒に遊んですっかり打ち解けている。夕食のビンゴで盛り上がり、カラオケでさらに盛り上がり、子どもたちにとっても楽しい夏合宿となったようだ。



夏合宿名物、子どもたちのカラオケダンスタイム!

(東支部 中島 佳菜)

# 目録

## 送り迎え両方ママですっいねー!

四月から産休に入りゆったりした毎日を送っていましたが、五月に二人目となる長男を出産してからはバタバタした日々を送っています。

約六年ぶりの新生児は我が家に笑顔と寝不足の毎日を運んでくれました。今は四か月になり、少しずつ授乳の間隔もあき、夜はまとまって眠れるようになると、今度は、人見知りをはじめまってきました。今は、パパが近づくと大泣きをするので、私が家事をしている間や、お風呂を入れる時に泣かれて弱り顔です。もう少しで、寝返りも始まりそうな息子君。どんどん目が離せなくなりそうです。

そんな、仕事とは違った時間の追われ方をしている日々ですが、一人めが十一ヶ月の時に臨任として教職に携わってから約五年間、ここまで長く仕事を休むと、あと半年後に職場に復帰できるのかと不安にもなります。よく、育児中は社会と切り離されて不安になると聞きますが、特に今年には市費移管で学校のシステムが変わり、四月から、ついていけるのかしら?とすでに浦島太郎になった気分です。それでも、産休・育休という制度は本当にありがたく感じます。一人めを妊娠した時、正規職員ではなかった私は、妊娠七ヶ月で仕事を辞め、家庭に入りました。十一ヶ月の時に縁があり、臨任とし



て教員になりましたが、無職であったため、保育園の申請がスムーズにはできませんでした。結局仕事を始めてからも半年間は保育園に入所できず、毎朝、車で三〇分の両親のもとへ娘を連れて行き預ける毎日。保育園の入所問題は、仕事を持っていても、落ちてしまう可能性もありますが、戻る職場があるというのはとても心強いです。

また、息子の為の育児休業ですが、娘と向きあう時間が増えたことが何よりの実りです。一歳前に仕事を始めてから、ママ不足な五年間を過ごしてきた娘には、毎日母親が家にいることが嬉しい様子で、「送り迎え両方ママですっいね」と笑顔で言われました。

弟の存在を疎ましくも嬉しく思っている娘の心の成長と、ものすごいスピードで人間に進化しようとしている息子の成長を、あと半年大切に見守っていきます。私自身も成長していきたいと思えます。

(中支部 春山 万里絵)

## 誰が本気で声をあげるのか

庶務事務システム導入はそもそも、誰のため?そして、何のため?

休憩時間の時間外勤務は申請できず、遅刻は指摘され、(八時半までにカードを読ませていないと声をかけられる)出張から、少しでも早く戻って生徒のもとへと、申請より早く帰校してカードを読み取らせたら、申請した時間近くにカードをと。そんな時間、

わざわざ職員室にカードを読み取らせにくる暇なんかない! どんなに遅くまで働いても、

時間外勤務申請しないと認められない。庶務事務のための時間外が増えているのが現状です。なのに、誰も本気で闘っていない。誰が本気で声をあげるのか。『横校労』を読んだ、改めて考えさせられました。

(特別支援学校職員 四〇代女性)

## 読者の声

隔月刊「横校労」を読んだの感想等がございましたら編集部まで是非お寄せください。

## 横校労で様々なことを学んでいます

新しい環境では、いろいろなことに気が付きます。慣れ(多忙?)とは恐ろしいもので、始めはおかしいと思ったこともいつの間にかやら受け入れている。そしていつの間にか考えなくなる。

た捶のように 載せないでください わたしは湧き水メロスの気持ちを奮い立たせた こんこんと湧く水 誰も私の感情を一つの枠にはめ込むことはできない

横校労の強い信念によって、湧いてくる感情を取り戻します。載せないでほしいながら、感想が載ったことを喜んでおります。これからもよろしくお願いたします。

新しい環境下で新川和江さんの「わたしを束ねないで」の続きを考えてみました。積載量の決まったトラックの荷物のように 天秤皿に置かれ

(横浜市 中学校教員 四〇代)

# 横校労に入りませんか

職場でうまくいかないことがある... 管理職のやり方で困っている...  
 育短制度を運用したいけれどどうしたらいい... 勤務条件のことについてもっと知りたい...  
 横校労に相談してみてください。 電話やファックス、Eメールでも構いません。  
 ホームページもあります。「横校労ホームページ」で検索 組合費は月6000円です。

連載

原発棄民に抗う②③

絵手紙に託す 6年半 惑い、悲しみ、憤り、そして… 村田 弘

もう六年半が過ぎた。なお六万八千もの人々がふるさとを追われたままなのに、今にも戦争が始まりそうな作られた喧騒の中に置き去りにされている。どれだけの悲しみが、怒りが、不安と絶望が積み重なってきたのだろうか。そんなことを改めて思わせる一冊の絵手紙集が、福島原発かながわ訴訟原告団から発行された。副団長の山田俊子さんが、一〇年間にわたって描き続けてきた七十二枚の絵手紙に、避難者の心の遍歴が刻まれている。

田舎暮らしにあこがれて  
山田さんは事故四年前の二〇〇七年、夫の香三さんと東京・町田市から南相馬市原町区に移り住んだ。山ひとつ向こうは、香三さんの生まれ故郷。残りの人生を、美しい自然で暮らしたい。

子ども守れ、原発ダメっ！

子ども守れ、原発ダメっ！  
山田さんの自宅がある原町区は福島第一原発から三〇キロ前後。事故の約一カ月後、「緊急時避難準備区域」に指定された。市の南、小高区はすっぽり二〇キロ圏内に入り、立ち入り禁止の「警戒区域」、北の鹿島区は無指定。南相馬市は三分割された。

手をつなく、立ち上がる

手をつなく、立ち上がる  
東京電力は、「飛散した放射性物質は無主物」とうそぶき、原発建屋から毎日何百トンもの汚染水が海に流れていたことを、二年以上も経ってしぶしぶ認める。政権復帰した安倍晋三首相は、東京五輪招致演説で、「福島事故はアンダー・コントロール」と世界に向けて腕を拡げて見せる。誰も責任を取らない。事故原因も究明されない。放射能で汚された自然はどうなる。破壊された幾万もの生活は、地域社会は、子どもたちの未来は！。それでも原発を再稼働し、輸出するというのか！

子どもたちの未来を守る  
厚木基地のデモから帰って、近所のお母さんが差し入れてくれたパイナップルに、沖縄の人々の厳しい闘いを想う。広島原発記念碑前の座り込みのニュースを聞き、原発と双子の核兵器の廃絶を願う。絵手紙集の前書きに、山田さんは書いた

「大袈裟に言えば世界の恒久平和、そして世界の子どもの未来が幸福であってほしいという祈りも込められている」。夫の香三さんは後書きを、こう締めくくっている。  
山田さん夫妻の闘いの旅は続く。



日を追って厳しさを増す被害者の苦境をよそに、政府は避難指示を次々と解除。福島県は、避難指示区域外からの避難者への住宅無償提供を打ち切る。政府交渉へ、被害者との話し合いから逃げる内堀雅雄福島県知事を追って直訴状を突きつける行動も。子どもの健康調査の制度化を

略歴  
村田 弘 (むらた・ひろむ)  
朝日新聞社を定年退職後、故郷の南相馬市小高区で農耕生活中、福島第1原発爆発により横浜市に避難。国と東京電力の責任を明らかにし、生活とふるさとを奪われた損害の回復を求める「福島原発かながわ訴訟原告団」団長として横浜地裁で闘っている。1942年生まれ。

# 働き方いろはのね

## ～あなたも過労死ライン？ 公務災害認定には時間外勤務の入れを～

※ このコラム欄に質問や疑問がありましたら、いつでも編集部へメールしてください。

先月8月22日付け東京新聞一面トップは「先生にも残業上限決めて 中学校教諭57%過労死ライン」でした。

記事は10年前、横浜市内の中学校で生徒指導専任をしていた教諭の突然死について触れています。原因はクモ膜下出血。明らかに過労死であったのにも関わらず、家族の公務災害申請に対して、2年半後に届いたのは「公務外」の決定通知。弁護士に相談して「公務災害」と認めさせたのは5年半後。しかし、そこでも時間外勤務時間を示す証拠が不十分として、実際の時間外勤務時間の半分以下、96時間しか認められなかったのです（教庶務システム時間外勤務時間の入力に重要です！）

そして、以下は昨年、2016年度の横浜市立学校教職員の実態に関するデータの一部です。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
現職死数	8人（私傷死6、事故死1、自死1）			
休職者数	118人	54人	8人	14人
	20歳代 12	20歳代 10	20歳代 1	20歳代 1
	30歳代 36	30歳代 10	30歳代 2	30歳代 2
	40歳代 29	40歳代 17	40歳代 1	40歳代 6
	50歳代 41	50歳代 17	50歳代 4	50歳代 5
休職者数の内、精神疾患による者	93人	38人	5人	10人
療休取得者数（校長から報告のあった者のみ）	258人	96人	9人	34人
療休取得者の内、精神疾患による者	95人	41人	3人	6人

『横浜教職員の会』の市教委との交渉記録結果より抜粋

現職死が8名、精神疾患（メンタル）による休職者は休職者全体の78%。これは全国平均61%を大きく上回る数字です。しかも、40歳以上がいずれの校種も過半数を占めており、研修などで、市教委が「みなさんは、学校の中心となって職場を動かしていく人たちです」などの言葉で責任を転嫁し、真面目な人ほど頑張らなくてはと思わされてしまうことも影響があるのではないのでしょうか。

このような「適応」を強制される息苦しい職場環境の中では、「抵抗」していかない限り、いつ上の数字の一人になるのかわからない現実を、私たちは生きています。私たち、横校労は、「抵抗」の歴史があります。今日は、抵抗の方法の一つ、措置要求についてお話しします。

### 措置要求で超過勤務にブレーキ！

1990年前後、横校労組合員が務めていたK中とU中では、激しい超過勤務の実態がありました。当時、両校はいわゆる「生徒指導困難校」で職員のおかれた状況はすさまじく、日常的な超過勤務はもちろん、健康上の理由で療休に入る教員も多く、それぞれの職場ではその状況を好転させるきっかけをつかめない状態でした。しかし、それにもかかわらず「時間による回復措置」の実施率は極めて低く、全国的にも神戸の中学教員の突然死、北海道での高校教員の自殺などが起こっていました。そのような状況を何とか打破しようと、この職場にいた二人の横校労組合員は、以下の措置要求を出したのです。この措置要求は人事委で却下、地裁から最高裁まで争われ、その後引き続き出された

措置要求とともに宿泊行事の変形8時間制導入、「適切な配慮」の積極的活用へ繋がっていくこととなります。

- I（超過勤務の集約集計と公表）  
時間外勤務の記録に基づき、教職員の超過勤務実態を明らかにするために、その集約集計を行い、公表すること。
- II（学校長が時間外勤務を命じないことの徹底）  
文部省訓令第二八号の「教育職員については原則として時間外勤務を命じないものとする」に基づき、各市立学校長にその主旨を徹底させること。
- III（回復措置の遵守）  
浜教組と市教委の間で結び結ばれた「覚書・了解事項」に基づき「時間による回復措置」を各学校において遵守するように、具体的な措置をとること。  
\*（ ）内は今回後付け

この措置要求は、以下の国会での確認をもとに、超過勤務になんとかブレーキをかけようとして行われたものです。

当時の佐藤人事院総裁は（教員の超過勤務が問題になった場合には）「現行法制上は行政措置要求という強力なる道がひとつあります。更なる上に超過勤務を命ずる場合について、文部大臣が人事院と協議して基準をお決めになる。ブレーキが二つついている。その点では一応至れり尽くせりの立法ではないか」（参議院文教委員会1971年5月18日）と発言してい

ます。つまり、著しい超過勤務の問題が起きた時には人事委員会への措置要求があり、これによって超過勤務にブレーキをかけることができるとしているのです（「至れり尽くせりのブレーキが全く役に立たなかった事は、現在の現場をみれば明らかですが）。

一方、教員の時間外勤務の問題を考える時に給特法という法律を知ることは非常に重要です。給特法の趣旨は、上の文部訓令からも明らかのように「教員には超勤（残業）代は払いません」その代わりに「時間外勤務を命じることはできません」ということなのです。（「命じる」という言葉にピンとこないかもしれませんが、職員会議、学年会などさまざまな諸会議はもちろん、行事の準備、試験の作成・採点・成績処理など諸々すべては管理職の命令に基づいて行われているというのが法令上の解釈です。）

しかし、いくら「命じることができない」といっても当時でも当然超勤が予想され、危惧されていました。よって、国会審議を通じて以下の3点が何度も確認されているのです。

- ①あらかじめ予想できる超勤に対しては適正な割り振りを行うこと。
- ②命じることができない超勤の項目を限定すること。
- ③やむを得ず超過勤務が命じた場合は健康と福祉に配慮し、適切な措置を取ること。

紙面が尽きました。次回はこの給特法と国会審議確認事項の①～③について詳しくお話ししたいと思います。

（平川 正浩）

# イタリア滞在記

東支部 工藤 順子

息子夫婦がイタリアに住んでおり、孫が生まれたので、そのお世話をするためにイタリアに三ヶ月滞在することになった。

彼らが住んでいる所は、ミラノから車で三〇分ほどのリッソーネという町である。ミラノはイタリア一の経済都市だが、リッソーネはミラノ郊外のベッドタウンというところか。

しかし、古い建物もあり、また、有名な建築家が建てたムッソリーニ時代の集会所なども残っていて牧歌的な町であった。

## 井戸端会議は男性のもの・デイサービスはいらぬ？

リッソーネや隣のモンツァを歩いていると、どうも歩きにくい。なぜかという、三、四人のおじさんやおじさんがあちらこちらの歩道で立ち話をしているのだ。広場や公園でも集まっていて、何やら話している。一人ぼっちのおじさんを見ることがない。

## 活気溢れる公園・大人も子どもも

ベビーカーを押して午後の公園に出かけると、とても賑わっている。イタリアの学校の授業は、午前中だけだ。家に帰って昼食をとる。そして、午後からは子どもの時間になる。公園では、就学前の子供は勿論、小学生、そして学校には部活が無いので中学生もやって来る。イタリアでは、子どもが外出する時は、必ず大人

人が付き添わなくてはならないらしい。なので、遊具がある場所では小さい子たちが走り回り、その周りの木陰では、付き添いのおじいさんおばあさん、お母さんお父さん達そして中学生が集い、おしゃべりを楽しんでいた。

## 図書館も昼休み

ある日、公園の横にある図書館に入ろうとしたら、みんなドアから出て来る。「〇△□・・・」と言われた。どうも入れないようだ。息子に話すと「母さん、昼はお食事タイムでしょ。お食事タイムには、みくんなお食事をするの！」図書館員だけでなく、利用者も全員図書館から出されて、お食事をするというわけだ。一二時半から午後二時まで休館だった。

## 障害のある人も一緒に

図書館では職員の方に四人出会ったが、一人は車椅子の方だった。本を何冊もキャスターに乗せ、車椅子で押して行ったりして、普通に仕事をしていた。また、市役所に行く機会があったが、それでも車椅子の方が仕事をしていた。その時も、偶然にも四人にしか会わなかったが、その内の一人が車椅子の方だったので、かなり高い確率で障害のある方を雇っていると感じた。そうそう、イタリアでは特別支援学校や支援級はなく、障害のある子ども達も通常学校で学ぶ。

## 大きくなる秘訣・離乳食

私の孫は両親共日本人なので、離



孫とチーズを食べるイタリア人の子

乳食が始まると母子手帳に書かれている通り、おかゆ、ニンジンやジャガイモのつぶしたものの、菜っ葉のつぶしたものの、白身魚のつぶしたものを増やさない。そこで息子が近所に住んでいるイタリア人に相談した。すると、チーズとオリーブオイルを食べさせないという回答だったそう。油物も、牛乳（アレルギーが心配で）もパン（塩が入っている）も与えなかったが、日本人の私たちはびっくりだった。



イタリアの墓地 故人を偲ぶそれぞれの形

# 夏炉冬扇

## 2017年 7月

7日(金) 霧が丘事件証拠整理  
10日(月) 石川小交渉

桜丘高校抗議文提出  
12日(水) 執行委員会

18日(火) 東支部会

20日(木) 大船支部会

24日(月) 桜丘高校長交渉

26日(水) 執行委員会

29日(土) 夏合宿  
30日(日) 夏合宿

## 8月

2日(水) 小学校道徳教科書採択市教委傍聴

学労解雇撤回闘争 東京高裁

7日(月) 石川小問題対策

19日(土) 全国学校労働者交流集会神戸  
20日(日) 田奈中校長交渉  
22日(火) 第一回人事委員会執行委員会  
23日(水) 桜丘高校長交渉  
25日(金) もつ一研運営委員会  
30日(水)

5日(火) 東支部会  
7日(木) 福島原発神奈川訴訟  
13日(水) 執行委員会  
15日(金) 「共謀罪は廃止できる！」集会  
18日(月) 「さよなら原発さよなら戦争」集会参加  
21日(木) 裁判研究会  
22日(金) 中支部会  
原発損害訴訟千葉訴訟判決

## 9月

24日(日) 江戸の平川筋を歩く巡見

## 墓地は野外美術館

イタリアの墓地はとてもユニークである。そこには、キリストやマリア像の石彫やブロンズ。ステンドグラスでマリア様を描いたものなど。また、アルピニストだった方の墓は、岩山の前にリュックサックの彫刻を置いたものなど。故人を偲ぶ様々な趣向を凝らした作品が立ち並んでいる。

今回の滞在中は、彼らの生き方に感心させられる点がいくつもあった。それは、これからの自分の生き方に活かしていきたいと思う。

## 編集後記

・年々短くなっていくような夏休みが終わった。今年は市費移管に伴い年休が多く付与されていたが、教員の夏休みの過ごし方は変わったのだろうか。始まればまた目の前の業務に忙殺される日々。せめて秋の夜長には授業のプリント作りではなく、読書や映画鑑賞でもして、積極的に学校の外の風にも浸ろう。(n)